

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

先ほど18番 土井議員の一般質問に対する答弁の中で誤りがあり、訂正したいとの申し出がありましたので、発言を許します。

教育長。

○教育長（小林俊治君）先ほど、18番議員への答弁の中で誤りがありました。

ヘスティアさんの事業費についてですが、国費、県費、市費3分の1と答弁させていただきましたけども、正しくは、訪問型家庭教育支援に限っては国費100%、それ以外は市費100%でございます。訂正申し上げます、おわび申し上げます。失礼します。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願います。

順番10、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。早速、始めたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回も人に景気にまちの未来に真つすぐという私のモットーのもと、進めさせていただきます。

1項目めに、まちの未来に真つすぐということで、本市のスポーツ振興についてであります。

2020年東京五輪については、周辺自治体の費用負担など、さまざまなニーズが飛び交っていますが、皆さん、東京五輪で採択された新競技についてご存じでしょうか。

地元出身の筒香選手の活躍が期待される野

球はもちろんですが、5競技の中で若い世代から最も注目を浴びているのがスポーツクライミングです。国内の愛好者は約60万人で、近年増加傾向で、新競技の採択を受けますます競技人口が増加しています。本市では、紀北工業高校や橋本高校の登山部が毎年好成績をおさめるなど、本市の新たなスポーツ振興のメニューとなる土台は十分にできていると思います。しかしながら、この競技施設の整備は遅れており、和歌山県においては、公の施設では紀三井寺陸上競技場にあるのみで、大阪からの利用者が見込める本市において整備することにより、スポーツ交流人口の増加を見込めるのではないかと考えます。

もちろん本市の財政状況において、単独の施設整備など不可能なことは重々承知しています。具体的に申し上げますと、県の施設である県立体育館の設備として整備できないかと考えております。

そこでお尋ねします。県立体育館の北側角などの遊休スペースを利用した施設整備についてお答えください。

2項目めに、景気に真つすぐということで、下水道事業についてお尋ねします。

昨年まとめられた橋本市下水道事業経営戦略を見ても、まさに守りの時代と言わざるを得ません。下水道整備について、整備の要望書はいただくが、いざ、整備してみれば、誰もつないでいただけないというようなこともよく聞かれます。今までのやり方ではなく、今後は違った形で見直しをしていかなければいけないのではと思うのですが、市民の要望に対し、今後の下水道整備の優先順位についてどのように実施していかれるのかをお答えく

ださい。

次に、橋本駅前の再開発中止区域では、当初の整備計画に基づく下水道整備はリセットされると思われます。路地の奥まで下水道を整備しろとは申しませんが、やはり橋本駅前が本市の玄関であることに違いありません。東西の市道、寺脇線や県道など主要幹線沿いについては近くまで管渠が来ていることもあり、どうか整備できないものかといったご相談を受けます。

そこで、お尋ねします。橋本駅前再開発中止区域についての下水整備方針についてお答えください。

3項目めに人に真っすぐということで、ジェネリック医薬品の使用促進についてであります。

後発医療品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財源の改善に資するものであります。このため、厚生労働省では平成25年4月に後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップを策定し、取り組みを進めており、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に、80%以上とする新たな数量シェア目標が定められました。

平成27年9月、薬価調査の集計では、後発医薬品の数量シェアは56.2%になっています。平成27年12月議会において、同僚議員の質問の答弁で、本市国民健康保険におけるジェネリック医薬品の普及率は、平成27年9月で64.2%、生活保護受給者のジェネリック医薬品の普及率は、平成27年7月で68.6%、当時の国の目標値60%を上回っているということでありました。

そこで、お尋ねします。現在のジェネリック医薬品の普及率について、国民健康保険以外についてもわかる範囲でお答えください。ジェネリック医薬品の使用促進PRについて、現在の取り組みをお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしくお願いいたします。

**○議長（岡 弘悟君）**16番 岡本君の質問項目1、本市のスポーツ振興に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（曾和信介君）登壇〕

**○教育部長（曾和信介君）**県立橋本体育館の遊休スペースを利用した施設整備についてお答えをします。

県立橋本体育館は、平成11年9月に本市の運動公園内に開設された県の体育施設です。

平成18年4月より指定管理者制度導入により、橋本市が指定管理者として、過去指定期間5年を2期10年と、平成28年4月1日より現在3期目3年間の指定管理を受託しています。

当体育館の施設の整備等については、まずは県との協議が必要となります。

県に遊休スペースについて問い合わせをしたところ、当体育館の施設内には有休スペースとして考えられる場所はないとの見解であり、新しい施設設置についても考えていないとのことでした。

当体育館は開設より18年が経過しており、老朽化した施設等の更新時期に来ていることから、本市より平成29年度においては、館内のLED照明化、自動火災報知設備改修、空調機改修、雨漏りによる防水改修など、4件で総額約4億5,000万円の施設整備を県に要望し、そのうち、自動火災報知設備取りかえ工事と防水改修工事の2件については、今年

度中に予定されております。

来年度以降についても、県や指定管理者である本市にとって、老朽化した施設の設備更新を最優先せざるを得ない状況にあります。

今後とも県と協議しながら、本市の活性化とスポーツの振興に寄与できる施設をめざしていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

県の見解は遊休スペースはないということと、また、財政が厳しい折で施設の更新を最優先せざるを得ないというご答弁でありました。そのあたりについては、私も理解しております。

しかしながら、今、地元高校がスポーツクライミングに取り組んでおられて、これから頑張っていこうよというような子どもたちを応援したいなど。また、施設整備によって地域の活性化をしていくいいチャンスでないのかなというふうに思っていて、今回、提案させていただきました。財政的に厳しいということでもありますので、提案という形でちょっと要望させていただきたいんですけれども、まず一つ、財政が厳しいということでもありますので、昨日の同僚議員からのお話にもありますように、スポーツ振興助成なんかも活用すれば、市の財政も軽減できるというふうに考えております。

2番目に、場所についてということで、本市には閉校した校舎なんかもありますので、それらを利用して簡単に整備するというような形であれば、校舎の外壁なんかに登るための突起物、ホールドというんですけれども、そういうものを取りつけるだけでも、そういう形で施設は使えと。それと、また、屋内

なんかでいえば、旧橋本小学校の体育館なんかも利用価値があるんじゃないのかなというふうに私は考えます。

それと、三点目に、その体育館なんかが災害時の避難拠点であるよと言われるようなこともあるのかもわかりませんが、屋内の壁を利用するので、避難所としての役割というのは十分果たしていけると思いますし、また、避難所のレクリエーションという形でも活用できるのかなというふうに考えております。

それと、維持管理、ランニングコストといえますか、旧橋本小学校の体育館なんかですと、災害時の拠点であることから、必然的に、当然、維持管理費というのは必要であるわけで、今、僕が申し上げているように施設を利用するしないにかかわらず、少なからず維持管理費は発生するもので、そういったところからも維持管理費というのを若干抑えられるのかなというふうに思います。

それと、四点目なんですけれども、そういったものはまた民間主導でというようなこともよく聞かれますけれども、やっぱり民間というのはあくまでもビジネスであって、行政が行う意味合いというのは違うのかなと思います。それと、採算を度外視というわけでもありませんけれども、スポーツを通して青少年健全育成や子どもの居場所、高齢者の健康づくり、それと、橋本創生総合戦略にもありますように、スポーツツーリズム、交流人口の増加、それに伴う地域の活性化というふうにつながっていくと考えております。それを踏まえた上で、費用対効果というものを分析していただけたら、経費以上の経済効果があると私は思うわけであります。

それと、少し調べさせていただいた中で、全国にクライミングやボルダリングのできる公共施設というのは、2017年1月時点で46箇

所あって、さらに増加傾向にあるということでもあります。今回、今の時期であるからこそ意味があるのかなというふうに思ったわけで、検討材料にさせていただきたいなというふうにご提案させていただきます。

財政は厳しい折ですけれども、やはり本市からオリンピック選手がまた生まれるというような夢を持って、また、子どもたちに何かをしてあげたいなということもありますし、最後になりますけれども、畑を耕して種をまいていかなければ未来というような花は咲かないと思うんです。子どもたちの未来のために、地域の活性化のためにも、今できることというのをしっかりと、この先を見据えて行っていただきたいということを要望いたしまして、まず、1項目めはこれで終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、守りの時代の下水道経営に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（山口孝次君）登壇〕

○上下水道部長（山口孝次君）守りの時代の下水道経営についてお答えします。

本市の下水道事業は、人口減少に伴い昭和59年度に作成した当初計画から処理汚水量が大きく減少し、下水道経営を悪化させる要因の一つとなっています。

一方、本市の財政は年々厳しさが増し、下水道に費やす事業費の減額に伴い年間整備料も縮小しているため、費用対効果の低い箇所や整備に相当時間を費やす箇所については、橋本市浄化槽設置整備事業補助金の交付対象とすべく、今秋をめどに事業認可区域の縮小見直しを進めています。

その結果、認可区域の下水道整備が遅れているにもかかわらず、施設の老朽化が進んでおり、維持管理に重点を置いた守りの時代に

移行しつつあります。

議員おただしの下水道整備の優先順位については、整備効果を考慮するとともに、要望箇所などに関する地元区との調整や他事業との一体施工による有利性などにも配慮しながら決めることとしています。

二点目の中心市街地第1地区土地区画整理事業中止区域の下水道整備につきましては、地元説明会でも、お話をさせていただいたように、事業認可区域から外すことにより、橋本市浄化槽設置整備事業補助金が活用できるよう進めていくこととしています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

再質問は一点あるんですけれども、先ほどもご答弁いただいたとおり私も感じております。やはり施設の老朽化によって、ここを修理しないとイケないとか、維持管理に重点を置かないとイケないよというようなところ、マイナス面ばかりが目立ってしまっておりまして、なかなか本市の考えている将来像というのが見えてこないように思います。

国や橋本市の財政の状況、また、少子高齢化というところを鑑みますと、下水道経営というのはやはり守りの時代であるのは仕方がないのかなというふうに理解しておりますけれども、今後どのように立て直し、どの時期になれば攻めとまでは言いませんけれどもめどが立つのかなというふうな、今後の下水道事業についてお聞きしたいんですけれども、今回、上下水道部長に通告させていただいたのは私だけですので、新部長の抱負も含めて、思いのたけをご答弁いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）議員のおただしにお答えいたします。

人口減少、市の財政状況等を見た中では、新設設備を縮小し維持管理を主体とした事業へと移らざるを得ません。中でも、下水道施設の延命化に重点を置き、計画的に修繕等を行うことで維持管理費を抑制することとするは不可欠であると考えております。

抱負ということでございますけども、何分まだ2カ月ちょっとでございますので、今後、いろいろと研究、勉強なりさせていただいて、また考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。ちょっとむちゃ振りですいませんでした。

先ほども壇上でご答弁いただいたとおり、下水道の整備区域の縮小、また浄化槽の補助区域としていく旨ということは理解させていただきました。下水道の事業区域を縮小すれば、より下水利用の水量というのがまた減少するわけで、既に下水道をつないでいただいている方への、今後また負担というのが増えると思うんですけれども、今後の事業区域の見直しについては、既に整備している下水設備が無駄とならないように、今後しっかりと精査をして行っていただきたいなというふうに要望します。

それと、下水道区域が縮小する場合は、それに相当した浄化槽の補助金というものも、予算を追加で確保していただく必要があるのかなと思います。そうしないと、結局はまた市民の方にしわ寄せというのが来ることになりまますので、その辺また市の責任逃れというようなことにならないように、そういった措置もあわせて要望させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

2項目め終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、ジェネリック医薬品の使用促進に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）ジェネリック医薬品の使用促進についてお答えします。

ジェネリック医薬品の使用促進は、患者負担の軽減はもとより、医療費の適正化を図る上で有効な取り組みであると認識しております。

まず、一点目の本市におけるジェネリック医薬品の普及率については、本市国民健康保険の被保険者において、平成27年9月診療分では64.2%でしたが、平成29年3月では70.9%となっています。

一方、本市の後期高齢者の被保険者においては、平成27年9月では61.4%でしたが、平成29年3月では69.7%となっています。

また、生活保護受給者では、平成27年9月では71%でしたが、平成29年3月では81%となっており、ジェネリック医薬品の普及率は年々上がってきている状況でございます。

次に、二点目のジェネリック医薬品の使用促進PRについてですが、国民健康保険では、被保険者証の送付時にジェネリック医薬品の使用促進シールを、後期高齢者医療では、ジェネリック医薬品希望カードをそれぞれ毎年同封しております。また、こども課においては、平成27年度に乳幼児、小中学生並びに、ひとり親家庭医療の受給者証送付時に、はしぼうイラスト入りの使用促進シールを同封しております。その後は出生や転入など、新規の受給者に対し、受給者証発送時に同封し啓発しております。さらに、受給者証発送の案内文の中には、「ジェネリック医薬品を利用しましょう！」という文章をあわせて載せて

いるところです。

そのほか、生活保護受給者に対しては、平成27年4月から平成27年6月までの3カ月をかけ、全ての保護世帯を訪問し、リーフレット及びジェネリック医薬品希望カードを配布しており、その後、新規の生活保護受給者に対してもリーフレット等で丁寧に説明を行っています。

なお、生活保護指定薬局に対して、原則としてジェネリック医薬品の調剤を実施するよう、平成27年度より毎年協力依頼文を発送し、さらなる普及に努めています。

また、ジェネリック医薬品に切りかえ可能な医薬品を処方されている生活保護受給者に対し、医療扶助員とケースワーカーと一緒に生活保護受給者宅を訪問し、ジェネリック医薬品への切りかえについて理解を求めています。

そのほか、国民健康保険におきましては、先発医薬品をお使いの方に対して、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額をお知らせする、ジェネリック医薬品差額通知を年2回送付しており、後期高齢者医療につきましても、和歌山県後期高齢者医療広域連合において同様の取り組みを行っています。

また、平成28年4月より保険年金課のホームページにおいてもジェネリック医薬品の使用促進に関する文章を掲載しており、市民の皆さま方へのジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいるところです。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

〔病院事業管理者（山本勝廣君）登壇〕

○病院事業管理者（山本勝廣君）本院の後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用状況についてご説明いたします。

本院の院内におけるジェネリック医薬品の使用率は、平成29年5月で93.2%となります。

外来患者に対しては、基本的に院外処方を行っており、一般名処方により患者さん自ら薬局で先発医薬品かジェネリック医薬品かを選択していただけるようになっております。本院としては、患者さんのお声を聞きつつ、今後も引き続き、可能な限りジェネリック医薬品の使用を促進していきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。石橋部長、お待たせいたしました。

議員にならせていただいて約2年、8回目の一般質問をさせていただいたわけですが、福祉畑から出た者でありますので、福祉、医療に関しては、その都度質問させていただいております。あと、きょうを含めてまだ8回ございますので、また今後もよろしく願いいたします。

それでは、再質問なんですけれども、先ほどもご答弁いただいたように、橋本市のホームページでのジェネリック医薬品の使用促進PRについてお伺いいたします。

以前、同僚議員の質問の中でジェネリック医薬品を普及、推進していますというページがないというような質問の中で、今後、ホームページにも載せていきますよというようなご答弁で、確かに載せていただいております。これが抜粋した部分なんですけれども、「ジェネリック医薬品を上手に使用しましょう。医療費の節約に役立つジェネリック医薬品、あなたが医者より処方されている薬もジェネリック医薬品に切りかえられるかもしれません。家計にやさしいジェネリック医薬品を賢く選択しましょう。詳しくは、情報は、和歌山県ホームページ」という形で載っておるんですけれども、まず一つ目に、これを見たときに、

何のためにジェネリック医薬品に変更するの  
かとか、また、変更することによってどうい  
ったことになるのよというようなことが全く  
わからないようなページであるのかなと思っ  
たんですね。

それと、二つ目に、これを見て、誰に向け  
てPRしているのかというふうに思うわけで  
あります。ジェネリック医薬品に変更いただ  
くことで家計にもやさしい、医療費が抑制、  
また、橋本市の負担が軽減されると。また、  
財源確保されて市民サービスに利用される  
というようなPRとお願いをジェネリック医薬  
品に変更されていない、または、知らない市  
民に向けてアピールしないといけないと思っ  
たんですけども、このホームページ、トップ  
ページからジェネリックと文言を入れて飛ぶ  
ページなんです。実際、まだ知らないよ、ま  
た、書いてないよという人がわざわざジェネ  
リックという文字を打ってこのページを見に  
行くのかなということと、あまりにも内容が  
ジェネリックに協力しようよというようなペ  
ージになっていないように思うんですね。  
逆に言えば、誰もが目につくようなトップペ  
ージ、ホームページを開いたときにジェネリ  
ックを上手に活用しましょうよというよう  
なことであるのならわかるんですけど、わざ  
わざジェネリックと文言を入れないといけ  
ない人に対して、書いてない人に対してジェ  
ネリックという文言を入れないとそこに飛  
ばないというのはちょっと問題かなと思っ  
たんですね。

ほかの自治体なんかも見させていただ  
いたんですけども、ほかの自治体でも子  
ども医療費の助成という形でホームペ  
ージをつくっておられます。橋本市にも  
助成制度というホームページはあるん  
ですけど、この中で、奈良県の生駒市  
とか、千葉県八千代市とか、その他  
いろいろあるんですけど、この乳幼児の

学生医療制度のところにもQ&Aとある  
んですけど、そういうところにほかの自  
治体なんかは、ジェネリックをうまく  
活用しましょうよというような、文言  
はその市町村によって違いますけれど  
も、そういうふうに張りつけられてい  
るんですね。医療制度を市民の方が  
見に行ったときに、その中でジェネリ  
ックをうまく使ってくださいねという  
ような関連性というか、そういうのが  
ないとなかなか目につく、また、ホ  
ムページをつくる意味合いがないと思  
うので、その辺、他市町村、こうい  
ったいいようなPR方法をしているの  
で、本市にも乳幼児の小中学医療制  
度とか、ひとり親とか重度心身の方  
のそういう助成制度がありますので、  
そういったところにジェネリックを  
うまく活用してくださいよという  
ようなページを張りつけるというのは、  
部長、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）当然、  
取り組み姿勢といたしましては、答  
弁でも申し上げたとおり、ジェネリ  
ック医薬品の使用促進ということに  
取り組んでいきたいと考えており  
ますので、今いろいろご意見いただき  
ました、まさにホームページでどう  
いうふうに見ていただくか、見て  
いただき方も、さらにまたほかの  
市のホームページ等も参考にさせ  
ていただきながら、あるいは、各  
所に、必要などころにジェネリ  
ックというふうな言葉を何回か  
出して、見ていただきやすいよう  
に、理解していただきやすいよう  
に工夫してまいりたいと考えま  
す。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答  
弁ありがとうございます。

せっかくホームページはジェネリ  
ックを載せていただいているので、  
有効な形で見ていただかないと  
意味がないのかなと思いますの

で、その辺、他市町村の様子も見ながら、早急に対処していただきたいなというふうに思っています。

それと、二点目なんですけど、現在、行っているジェネリック医薬品の使用促進PRについてなんですけど、壇上で今ご答弁いただいたように、生活保護の従事者の方であったりとか、ケースワーカーさんとかが訪問してジェネリック医薬品の希望カードも配布していただいている。乳幼児や小中学生、ひとり親家庭の方の受給者の方にはイラスト入りの促進シールを、受給者証送付時に、また窓口でPRしていただいているということなんですけど、医療費助成の制度の中でも重度心身の方のジェネリック医薬品へのPRというか、お願いというのはご答弁なかったんですけれども、そのあたりについてのPRというのはどういうふうにされておりますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、重度心身障害児者医療制度につきましても、基本的には各保険制度のベースがあって、その上の自己負担部分の一部または全部の場合もありますけれども、これを助成していくという制度でございまして、基本の各保険、国保でありますとか社会保険、一般の健康保険でありますとか、そういう保険制度の中でジェネリック使用促進の取り組みがなされておることによって、現時点、この受給者の方々への普及啓発には実は至っておりません。

今後、当然、全体的ないわゆる負担軽減をもってこの制度を維持していく必要もございまして、毎年8月に受給者証の更新時期がございまして、この機会を捉えて、ほかの例と同じようにジェネリック医薬品の協力依頼ということで働きかけていきたいというふうに予定しております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

ほかの課のほうでは、そういう形でいろいろ協力依頼も、窓口であったりとか、送付時にということではいただいておりますので、その辺どういうやり方がいいのかなというのともわからないとは思いますが、その辺連携していただいて、PRと協力をお願いという形でどうかしていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それと、次は、医療費助成の申請書について、また一点お伺いしたいんですけれども、本市でも先ほども言わせていただいた、乳幼児の小中学生医療助成制度等々について、こういった申請書のホームページで、本市ではダウンロードする形ではなくて窓口で説明を受けて申請書をいただく。それとあわせて、またジェネリック医薬品についてPRをしていただいているというお話でありましたけれども、この本市の申請書なんですけど、一点、果たして本市でどうかというところなんですけれども、埼玉県のみやま野市の申請の書類をダウンロードしたんですけれども、この申請書の書式の中に、ジェネリック医薬品を希望する旨を受給資格証へ記載しますというような欄が設けられておるわけなんですけれども、果たして本市でもそういうのが可能かどうかはちょっと調査していただかないとわからないんですけれども、そのあたりについては、部長、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まさに今おただしのとおり、先進自治体ではかなり一歩進んだと申しますか、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組まれている。本人の希望を確認した上で、印刷をもうそこに織り込んでいくとか、あるいはシールを張るとかというふ

うな自治体もあるというふうに聞いてございます。

今後はこういう先進地の取り組み方、これをちょっと研究、勉強させていただきまして、取り組みが可能なものから実施してまいりたいというふうに予定しております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）また、国民健康保険の保険者の広域化ということもありますので、市単体で果たしてできるものかどうかということもありますので、その辺また、そういった先進地も含めて勉強していただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

次の再質問なんですけれども、本市の国民健康保険においてジェネリック医薬品の普及率というのは、壇上の答弁でもありましたように、平成29年3月では70.9%、後期高齢者の被保険者では69.7%、生活保護受給者では、平成29年9月時点で81%と、平成27年9月より概ね7ポイントから10ポイント上昇しているわけでありまして、同僚議員の質問以降、しっかりと担当部局において汗をかいていただいているのかなとわかる数字になるわけなんですけれども、しかしながら、この現状を把握できている、今、数字も挙げていただいたのは国民健康保険や後期高齢者医療保険であって、全国健康保険協会であったり、共済組合といったところの被用者保険のジェネリック医薬品の普及率というのは、実際わからないんですよ。

平成27年12月議会の同僚議員の質問の答弁で、部長、ジェネリック医薬品の使用につきましては、基本的に生活保護あるいは一般の社会保障上の医療保険で使用する場合も、患者さんの要望、それと、最終的には医師の判断ということになるろうかと思っておりますというふうにご答弁いただいております。ということは、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費

を抑制するという点において、やはり今後一般の社会保障上の医療保険の方、いわゆる全国保険協会であったりとか、共済組合の方にも、被用者保険利用者にジェネリック医薬品を今後PRしていく必要があると思います。要は、その方たちに今後ジェネリック医薬品の使用PRをしていくことで、さらなる医療費の抑制効果が出てくるということになりますので、今後はそれをどういうふうにPRしていくのかということなんですけれども、今、先ほどもご答弁いただいたように、薬局なんかにも協力していただく旨の文書を送付してありますよというようなご答弁やっただんですけど、実際、市内の調剤薬局でもお聞きしたんですけど、初回問診時に記入するんですけど、その際にジェネリック医薬品を希望する、しない、どちらでもよいというような欄もつくって使用促進の協力を実際、今いただいております。また、受付においてもジェネリック医薬品の声かけというのもしていただいているんですけど、何分やっぱり声かけによってジェネリック医薬品を希望される方というのはほとんどいないというようなことも、実際聞きました。

冒頭にも話したんですけども、ジェネリック医薬品に変更されていない、また、ジェネリック医薬品を知らない市民の方に向けて、いかに短い時間、薬局ですと長い時間かけることはできませんので、短い時間に端的に説明、理解をしていただけるかというのが必要であると思うんですよ。それについて、それをすることによって、実際、直接、全国健康保険協会であったりとか、共済組合員の方にアピールするんでなくて、間接的にでもそういう形でPRできるんじゃないのかなというふうに思うんです。

そこで、一点提案なんですけど、ジェネリック医薬品に変更協力していただくことで、

医療費の抑制、市の負担の軽減、削減された財源が市民サービスの事業費にまた使用されますよといった簡単なフローチャートといいますか、表というか、そういうのを作成して、医師会、薬剤師会の協力のもとで調剤薬局で、ジェネリック医薬品の使用促進のPRのツールとして利用していただきたいと思うんですけど、その辺、先ほどからもおっしゃっているようになかなか、なぜ、ジェネリックに変えるのよ、変えることによって何がいいのよというのが理解していただけていない方がやっぱり多いので、わかりやすく、最終的には市民の方にまたサービスで返ってきますよというような簡単なものでも結構ですので、そういったものをつくってさらに医師会とか薬剤師会に協力をいただくというのは、部長、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）質問のご趣旨はよく理解できます。ただ、非常に大きな取り組み、間口も広い取り組みになってこようかと思います。今ご質問いただきました、冒頭にありました基本はやはり患者さんの希望、さらにはお医者さんの理解、お医者さんの判断というところがまずございます。我々としたしましては、やはり、例えば、国保の立場でいけば、保険者として被保険者の方々のご理解をお願いするというふうな、あるいは、あまり直接、市レベルから医療機関にお願いするという機会は少のうございます。実際、例えば、県レベルの県医師会なり、国レベルなり、そういうようなところが実際接触する場面が多いかと思います。

ご質問の中の一番冒頭の部分で、ジェネリック医薬品ってどんなものですかという説明、これも非常にデリケートな部分がございます、恐らくうちのホームページをつくった担当者、そこらあたり非常に気を使って、リン

クというような格好をとったと思います。そこをどこまで書き込めていけるのかがまず入り口になって、それから、議員おただしのフローチャート等でご説明差し上げるのがどなたに対して説明するのかというのも、ご質問の趣旨からすると、非常に間口が広いということで、ちょっとこれについてはお時間をいただいて、その手法なり、一度、研究調査させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

先ほど、病院管理者もおっしゃっていたように、外来の方にも一般名で処方していただいております。それで、調剤薬局のほうでご自身で選んでいただくというような病院の取り組みというのはしっかりしていただいておりますので、その辺、調剤薬局でも声をかけていただいている。しかし、なかなかジェネリック医薬品を使用しますよというようなところまで結びついていかないので、その辺、市民病院のほうでもやっていただいている努力、汗をかいていただいている部分を成果に結びつけるためには、やはり何か行政として考えていかないといけない。それがやっぱりジェネリック医薬品の普及率を上げていくということになりますので、その辺はまた今後調査していただいて、何がベストであるのかというのもわからないですけども、その辺、何かしらいい結果が出るようお願いしたいと思うんです。

今後、財政が厳しいというところでありまして、市民協働というのは大切なことであるわけなんですけれども、市民の負担の協力という点では、やはり財政難でありますのでやむを得ないというようなことも理解しておりますけれども、なかなか市民サービスが低下するということについて市民の方に理解を得

にくいところがあるわけでございます。しかし、このジェネリック医薬品への変更や協力依頼については、市民の方にもメリットはある、家計にやさしいとか、財源確保によってまた市民サービスが向上しますよ、行政側もこのメリットとしては医療費の抑制になり、市の負担が軽減されるというようなことでありますので、市民や行政にとっても、両方Win-Winの関係になると思うんですよね。これについてやっぱり市民の協力も、お願いという形で日々しているんですけども、これについては特に協力も得られやすい部分であると考えますので、何分ジェネリック医薬品を何のために変更していただくのか、変更していただくことで何がどうなるのかということの理解とPRが若干不足しているように思われますので、その辺またお願いしておきます。

それと、リーフレットやジェネリック医薬品の希望カードの配布であったりとか、促進シールは受給者証と一緒に送付していただい

ていると。また、来ていただいた方には窓口でPRもしていただいているということなので、これは継続して行っていただきまして、今後、やっぱり今も医師会、薬剤師会の協力なんかも依頼しておりますので、協力しないよということではないので、その辺もまたうまくつき合いながら、今後、先ほども話したようにフローチャートなんかも、またどういう形かわからないですけど使用していただいて、今後ジェネリック医薬品の変更依頼とか、使用促進のPRも行っていただきたいなと思いますので、また我々も協力できる場所があれば協力させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、13時55分まで休憩いたします。

（午後1時46分 休憩）